

令和5年第10回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年10月16日(月)午後1時28分から午後1時50分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 10名

欠席 農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	出席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	出席
3区	岡田 義隆	出席
3区	加藤 博	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席
7区	渡部 和志	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
8番	阿部 庄一
9番	清野 敏興

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	岡田 健一
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

報告第 1号 令和5年第10回総会までの主な行事について

議案第38号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 新地町農業委員会会議傍聴人取締規則の一部を改正する規則について

会 長 　　ただいまより令和5年第10回農業委員会総会を開催いたします。

会 長 　　(あいさつ)

会 長 　　次第3の議事録署名人の指名についてですが、8番 阿部庄一委員と9番 清野敏興会長職務代理にお願いします。なお、今日は全員出席です。

会 長 　　それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号 令和5年第10回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局長 　　1ページをご覧ください。報告第1号令和5年第10回総会までの主な行事について、ご報告いたします。

　　9月7日から22日、町議会定例会、役場において、事務局長が出席しております。

　　9月20日、農地パトロール7区、町内において、後藤委員、吉田委員、渡部委員、事務局で実施しております。

　　9月22日、農地パトロール5区、町内において、菅野委員、中村委員、事務局で実施しております。

　　9月29日、農地パトロール7区、町内において、後藤委員、吉田委員、渡部委員、事務局で実施しております。

　　10月2日、農地パトロール4区、町内において、川上委員、小野委員、事務局で実施しております。

　　10月3日、農地パトロール5区、町内において、菅野委員、中村委員、事務局で実施しております。

　　10月4日、農地パトロール1区、町内において、鈴木会長、永澤委員、鈴木文雄委員、事務局で実施しております。

　　10月10日、農地法申請等の現地調査といたしまして、町内において、川上委員、星委員、鈴木文雄委員、目黒委員、事務局で実施しております。
　　以上です。

会 長 　　ただいま、事務局長から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

　　〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 　　議案第38号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第38号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、1番から3番をご説明いたします。議案は2ページになります。

これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

1番から3番については、賃借人が同じであるため、一括で説明いたします。賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。今回新たに利用権を設定するもので、賃借料は1番及び2番は10アール当たり3,000円、3番は無料で貸し付ける計画であります。

説明は以上でございます。

会長

ただ今事務局から議案第38号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

会長

ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長

異議なしと認め、議案第38号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から3番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会長

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番をご説明いたします。議案は3ページになります。

1番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する農地に蔬菜類を栽培する計画であります。

続きまして、4ページをご覧ください。2番については、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。譲受人は、取得する田にこれまで通り水稻と大豆を栽培する計画であります。

説明は以上でございます。

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があれば

お受けいたします。何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 異議なしと認め、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し許可といたします。

会 長 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、渡部和志委員より「自分の案件であるため、審議が終了するまで退席させてほしい」との申し出がありました。渡部委員につきましては、審議が終了するまで退席いたしますので、よろしくお願いいたします。

〔7区 渡部和志 委員 退席〕

会 長 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を説明いたします。議案の5ページと資料1ページから5ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的はダンプカーの通路と車両交換所で、権利の移動は売買による所有権の移転であります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した農地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、10月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

星 委員 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、10月10日に川上敦史委員、鈴木文雄委員、目黒敏雄委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を報告いたします。議案の5ページと資料の1から5ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページの記載のとおりで西側の道路より低い土地であります。転用目的及び防除施設については、議案に記載のとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは、議案第40号について、質疑にはいります。何かご質問、ご意見のある方はお受けいたします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに、異議ありませんか

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

会 長 渡部和志委員に関する案件の審議が終わりましたので、席へ戻ってください。

[7区 渡部和志 委員 着席]

会 長 議案第41号 新地町農業委員会会議傍聴人取締規制の一部を改正する規則について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第41号 新地町農業委員会会議傍聴人取締規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。議案6ページになります。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第34条において、総会の会議に関する事項は、総会の会議で定める旨、規定されているため、議案として提出するものであります。

7ページをご覧ください。改正理由であります。障害者差別解消法第7条及び障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例第1

4条の障がい理由とした不当な差別的取り扱いにあたる可能性がある等のため、所要の改正を行うものであります。

8ページ及び10ページの参考資料、新旧対照表を併せてご覧ください。改正内容であります。第2条第2号中「精神病患者または」と第2条第3号中「杖、」を削除するものであります。

この規則につきましては、議決された場合、令和5年10月16日より施行するものであります。9ページは規則の改正案となります。

説明は、以上でございます。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、9ページについては各委員の方々、熟読していただきたいと思っております。何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

会 長 阿部庄一委員

阿部(庄)委員 内容については異議ありませんが、確認しておきたいんですけども、個人情報ということをご厳しく言われているんですけども、それはどうなっていますか。

会 長 阿部庄一委員の質問に対して事務局のほうからよろしくお願ひします。

事務局 傍聴の際の個人情報ということによろしいですか。

阿部(庄)委員 はい。

事務局 事前に議案をお渡しして、委員の皆様には議案を一読していただくということで、総会の説明の際には極力、個人情報を出さないようなかたちで、説明をさせていただいております。

仮に、傍聴人が来た際にもなるべく個人情報を外に出さないようなかたちで会議を進めているところであります。場合によっては個人情報が出てくる場合もありますけれども、極力個人情報を出さないよう、事務局としても進めているような状況でございます。

阿部(庄)委員 違反した場合の罰則とかそういうのはありますか、ないですか。

事務局 議会の傍聴でもそうかと思いますが、個人情報を漏らすとかそういったところは、特段、規定はなされていなかったと思っております。

阿部(庄)委員 議会の場合は情報公開でいいんでしょうけど、農業委員の場合、売買価格

とか個人所有者の持ち分とか色々あると思うんですけども。

私が前に思ったのは、うちの方で隣の土地が坪6万で換算すると、売買価格が1億近くになったんですよ。それを50万円で売った人がいるんですよ。それは不動産会社を買ったんですが、その場合、漏れたりしたら、大変なことになると思うんですが、そういう場合の個人情報ってまずいんじゃないかというのを思い出して、質問したんですが。

事務局

農業委員会の総会では議事録を作成しています。議事録は法律によって公表しないといけないこととなっております。それで、先ほどもお話したとおり、なるべく個人情報が出ないような説明と内容で作成しております。

万が一、名前がどうしてもわかってしまう部分については、言い方は良くないのですが黒塗りをして公表しております。新地町では年1回まとめて公表しております。そういった中で個人情報については極力出ないようにしておりますし、例えば傍聴人が「このように話していた」と言っている場合、議事録には残っておりますので「こういうような話をしています」と農業委員会で示すことができます。個人情報といった部分では極力配慮しているのかなと思います。

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、極力個人情報が流れないようにやるということですし、場合によっては公表する部分でも黒塗りにするところもあるってことですね。

事務局

はい。

会長

そういうことですので、阿部委員、今の返答でいかがですか

阿部(庄)委員

はい、わかりました。

会長

他に何かありませんか。

〔発言する人なし〕

会長

ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長

異議なしと認め、議案第41号 新地町農業委員会会議傍聴人取締規則の一部を改正する規則について原案どおり承認し、本日付で公布いたします。

会 長

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和5年第10回農業委員会総会を閉会いたします。